

訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、以下のように訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を2024年12月1日より所定額に加算致します。

(新)訪問看護医療DX情報活用加算(50円)

こちらの加算に対する当ステーションでの取り組みは以下の通りです。

記

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求致します。
2. 医療保険情報をオンライン資格確認にて行う体制を導入致します。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用することでより質の高いサービス提供を行います。
 - ①看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施致します。
 - ②マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じた質の高い医療の提供を実施致します。
4. 上記の掲示事項について、ウェブサイトに掲載しています。

以上

2024年11月
やまと訪問看護ステーション